

建 情 第 1726 号
令和 7 年 12 月 23 日

(仮称) ガーラ・レジデンス洋光台計画
近隣住民代表 [REDACTED] 様

横浜市建築局情報相談課長

いただいたご質問等への回答について

日頃より建築行政・横浜市政の推進にご協力いただきありがとうございます。
12月14日にいただいた「請願書審査時の局長答弁に対する疑義及び開示請求した
「ガーラ・レジデンス洋光台」に係る近隣説明等報告書の記載内容について」に
回答します。

1 【質問 1、2、3】 への回答

請願審査時に答弁した内容については、当日述べたとおりです。

また、中高層条例では、住民の皆様と建築主が話し合い自主的な解決を促すことが趣旨になります。引き続き、これまでの経過を踏まえて住民の皆様の要望を建築主に要請します。

2 への回答

近隣説明等報告書に添付する図書は、中高層条例で定められている説明における資料・議事録・質疑応答の資料となります。

今回、建築主には、報告書の作成にあたり、中高層条例の手引等をよく確認して提出するように伝えています。

なお、あっせんの資料は、近隣説明等報告書には添付しません。

中高層条例では、建築主は、建築物の建築に伴って生ずる日照などの周辺の住環境への影響について説明することとしています。土壌汚染対策や雨水・排水処理については、建築主がそれぞれの各法令・条例等による手続の中で、対応していくこととなります。また、工事については、中高層条例では、工事の概要を説明することとしています。

繰り返しになりますが、近隣説明等報告書に添付する図書は、中高層条例で定められている説明における資料・議事録・質疑応答の資料であり、報告書の記載や規則で定められている図書が添付されていたので受理をしました。